

社会保険診療収入以外の収入に係る留意事項

医療法人等に係る所得区分計算書の「その他の収入金額(B)」欄記載の際に参考にしてください。
 なお、「計上しない」に該当するものは、当該計算書の「社会保険診療に係る収入金額(A)」欄、「その他の収入金額(B)」欄のいずれにも計上しません。

収入科目	その他の収入金額に計上する	計上しない	備 考	
室料の差額収入			「その他診療等に係る収入(C)」欄に計上	
健康診断・受託医療収入				
医療相談収入				
利子補給金				
診断書等文書収入				
受託技工、検査料等収入				
嘱託収入				
委託事業に係る収入			「委託事業に係る収入(D)」欄に計上(減免対象にならない場合は「その他診療等に係る収入(C)」欄に計上)	
受取利息配当金			「受取利息等」欄に計上	
保険等の配当金				
補助金・助成金	(支払額を超える部分)		「雑収入(E)」欄に計上	
圧縮記帳の対象となる 国庫補助金等及び保険金等	(圧縮損控除後の金額)			
付添人に係る給食収入				
電話、ガス、寝具等の 使用料収入				
従業員給食収益	(材料費相当額を超える部分)			
社宅・寮収入	(支払額を超える部分)			
不要品売却収入				
商品販売収入				
償却資産売却益	(取得価額を超える部分)			
贈与・寄付金・受贈益等	(軽微な場合)			
その他の事業に係る所得	(軽微な場合)			
現金過不足				
保険解約・満期返戻金	(支払保険料(1)を上回る金額)			
生命保険金・損害保険金	(支払額を上回る金額) (圧縮後の金額)			
印紙等販売収入	(販売差益の生じたもの)			
租税の還付加算金				} (2)
租税の還付金				
企業年金払戻金				
各種引当金及び準備金の 戻 入 額				
債務免除益			「医療事業以外の事業に係る 所得金額()」欄に計上	
有価証券譲渡損益	-	-		
土地等譲渡損益	-	-		

1 当該年度の支払保険料ではなく、累計保険料です。

2 この一覧表に例示されていないものでも、一度経費として支出した後、その経費が過大であったため払い戻されたことによる収入は、計上しないでください。